ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、１級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

(ｲ)　平成14年度以降に、上記イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

9　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、函館新外環状道路函館市湯の沢川橋上部工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局函館開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局函館開発建設部契約課

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成29年９月１日

国立大学法人愛媛大学長　大橋　裕一

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　38

○第３号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　病院情報管理システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　平成30年度８月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　本院における医事、各診療科、診療支援、看護部、検査部、薬剤部、放射線部、手術部、輸血部、光学診療部、集中治療部、病理部、栄養部、材料部、リハビリテーション部、治験、医療安全管理部、総合診療サポートセンターなどの各部門及びチーム医療等の全般の業務の合理化と業務内容の質的改善を図り、患者サービスの向上、並びに診療支援を充実させるための総合的な医療情報システムであること。かつ患者サービスの向上、並びに診療支援を充実させ、医学教育・医学研究に貢献する医療情報システムであること。

B　現在運用している各部門のサブシステム、モダリティ等と接続し、相互のデータ交換・統合閲覧・検索できること。

C　本病院情報管理システムは、カルテ出庫システム、検体検査部門システム、心電図システム、呼吸機能システム、放射線部門システム、放射線治療システム、内視鏡検査部門システム、PACS、細菌検査部門システム、自動採血管準備システム、放射線レポーティングシステム、集学治療システム、麻酔記録システム、手術動画像システム、経営分析システム、病院情報プラットフォームシステム、ICカード発行システム、財務会計システム、管理会計システム、再来受付システム、駐車場システム、調剤支援部門システム、注射支援部門システム、服薬指導システム、DIシステム、ナースコールシステム及び周産期システム、輸血部門システム、病理検査部門システム、スキャンシステム、医療用画像ファイリングシステム、リハビリ部門システム、がん登録部門システム、物流システム、感染管理部門システム、医事会計システム、電子カルテシステム、手術部門システム、バイタルサイン管理システム、看護勤務管理システム、DWH、栄養部門システム、インシデントレポートシステム、地域医療連携（SS-MIX等）、産婦人科カルテシステム、眼科カルテシステム、歯科カルテシステム、医療機器総合管理システム、レジメンオーダーシステム、重症系システム、クラウドメールシステムまたはID統合管理システム等から構成されること。

D　診療記録に関する三原則（真正性・見読性・保存性）を遵守し、電子カルテの作成者責任の明確化、タイムスタンプ機能を有し、セキュリティと個人情報の保護を実現すること。

E　24時間連続運転が可能であり、災害・障害に起因してシステム全体の停止を来たさないこと。稼働中に随時バックアップを行うこと。遠隔地への安全かつ安価なバックアップを行うこと。

F　電子カルテ端末は19インチ以上の２モニタ構成に対応していること。またフィルムレス化しているため、高解像度モニタの接続ができるタイプの端末も提供すること。うち一部は３モニタ構成に対応していること。

G　本システムはHELICS協議会で認定されている標準規格をはじめとした様々な標準規格をサポートしていること。すなわち、患者基本情報、予約、処方、注射、処置、輸血、手術、歯科処置、看護ケア、患者移動、食事、JLAC10、標準用法マスタ、NANDA、NIC-NOC、ICD-10・MEDIS標準病名による病名管理、DPC、治験（CDISC）、地域連携（IHE　XDS、PIX、PDQ）を含むこと。全ての部門システムのマスタの集中統合管理をし，将来の改定時に対応が無償でできること。マスタは履歴管理をし，データウェアハウスの分析と連動できること。

H　仮想化技術及び統合ストレージ技術を利用してサーバとストレージの集約化を実現し、コスト削減、データの長期保存、システムの安定運用向上を実現すること。必要に応じて既存の部門システム等を新サーバに移行できる環境を提供すること。システム導入後長時間経過しても、システム性能低下がないようにメンテナンス機能を有すること。かつ性能増強が必要であれば容易かつ安価に拡張可能であること。仮想デスクトップ技術もしくはリモートデスクトップ技術を導入し、様々な場所から安全かつ快適なレスポンス性能を確保したシンクライアント環境を提供すること。仮想基盤を構成するハードウェアは、仮想基盤上にシステムを移管しても、現行システム以上の処理性能を有し、最大負荷時においても迅速な応答速度が確保できる性能を有していること。

I　患者の取り違えを防止するために、患者バーコードや診察券等を用いて患者認証すること。医療事故防止のための安全性確保の方策を実現すること。

J　インシデント記録・解析機能を備え、院内横断的な管理、記録ができること。

K　オーダーはタイムスタンプ・実施者・実施場所等の属性を保持した実施入力に基づく運用ができ、時系列に沿った一覧・変更履歴閲覧等ができること。